

上記の表題で、『週刊金曜日』の5月15日号の「投書」欄に掲載された。同趣旨のものをホームページに書いたが、縮小、校正されたものを再度載せたい。

高浜原発再稼働差し止め仮処分申し立てに対し、福井地裁の樋口英明裁判長は「新基準は緩やかに過ぎ合理性がない」と原告の主張を支持した。川内原発に対しては、鹿児島地裁の前田郁勝裁判長は「最新の科学的知見などに照らし、不合理な点は認められない」と却下する決定を下した。原子力規制委員会が出した「新基準」について、真逆な判断が出た訳である。が、安全を確保できるのかどうか、誰が判断できるであろうか。私たち素人にはまったく分からない。裁判官もおそらく分からないであろう。鹿児島地裁の判決後に出した抗議声明で、共同代表の河合弘之、海渡雄一両弁護士は「人権の砦として国民の人格権を守るという司法の責務を負いながら（中略）行政への迎合と臆病な態度を、我々は強く非難しなければならない」と激しく抗議している。納得できる。誰もが想像していることは、どんな耐震基準を作ろうとも、それを超える大災害（地震、津波、火山噴火）が起こりうるという恐怖である。事実、起こった。事故を起こせば、取り返しがつかないことは福島原発事故で明白である。そして、放射能を科学的に処理できないことは、「核」は人間の手に負えないものであるということである。福島原発事故処理、核廃棄物貯蔵所に関しても見通しがまったくついていない。二つの裁判の過程と判決から二つのことを思う。

一つは、九州電力は「川内原発2基を一日稼働しないだけで約5億5千万円の損失が出る。この点を考慮し妥当な金額を決定すべきだ」と担保金を求めたことである。何百億円 of 負担をかける可能性があることを恐れた申立て住民の半数が、原告から離脱したという。梓沢和幸弁護士は「再稼働差し止めは、ゾウのような電力会社と、アリのような立場の住民との闘いだ。担保金が払えないなら仮処分は出しても効力はない、という事態になってしまふ」と危惧している。アリのような住民の申し立ての権利を奪い、萎縮させることは、強く大きな者の前では弱く小さな者は「黙れ」ということで、民主主義が崩壊してしまう。

二つ目は、原発再稼働は経済問題として捉えられ、「原子カムラ」の強大な力で押し進めているが、「原発は未来の世界像に関する倫理・哲学の問題ではないか、ということである。ドイツでは20数年かけて、原発の是非について議論してきた。メルケル首相は、「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」を設置し、議論を重ねた。倫理委員会は、原発関係者は一人もおらず、政治家、学者、哲学者、宗教家などで組織された。核は現在の科学では制御不能であること、チェルノブイリ、福島での事故を踏まえ、未来を構築する倫理・哲学の問題として脱原発に舵を切ったのである。生命を守り、明日の責任を負おうと決断したドイツが発信したメッセージを真摯に受けとめることが、現在の日本に必要なではないか。

余白に加筆したい。小泉純一郎元首相は精力的に反原発活動をしているらしい。そして「焦るな。他人をアテにするな。あきらめるな。民主主義国家なんだから最後は国民の意思だ」と語ったそうである。元首相は米国のブッシュ元大統領のイラク戦争に同調して自衛隊を派遣した。イラクには大量破壊兵器はなく、間違った戦争であった。名古屋高裁も「違憲判決」を出した。このことの責任を取るべきである。政治家の発言は信頼できないことを多くの人が感じている。しかし、日本は民主主義の国であるから、国民が時代を動かせることをしっかり信じたいと思う。